

令和7年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業審査及び申請相談等対応業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和7年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業審査及び申請相談等対応業務

2 業務の目的

令和7年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業の実施にあたり、専門業者のノウハウ等を活用することで、申請書類審査及び申請相談等の効率的な実施を図る。

3 業務の内容

「令和7年度障害福祉事業所等サービス継続支援事業審査及び申請相談等対応業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）10月31日まで

5 委託契約金額の上限額

9,916,625円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 応募資格

茨城県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であり、次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号または第3号の規定に該当する者でないこと。

(6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。

(7) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。

## 7 選考方法等

選考にあたっては、提出された応募申請書等に基づき、業務委託先選定に係る審査会による書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者と選定する。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

※プレゼンテーションは実施しない。

### ○選定基準概要

- ・業務の理解度
- ・業務の実施体制
- ・過去の実績
- ・経費積算

## 8 選定結果の通知

審査結果については、提案者に書面で通知する。なお、審査内容は非公開とし、結果についての異議申し立て、質問等には一切応じない。

## 9 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と茨城県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結するものとする。

(2) 選定された契約候補者と契約が成立しない場合は次順位の者と交渉を行うこととする。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、すべて契約候補者の負担とする。

## 10 その他

(1) 応募申請書等の著作権は提案者に帰属する。

(2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。

(3) 受託者は知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(4) 提出期限後は、提出書類の変更は一切認めない。

(5) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 応募申請書等については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

- (7) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (8) 応募申請書類の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (9) 参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募申請を失効又は無効とする。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先等

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 (茨城県庁 13 階北側)

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当 (担当：沢口)

TEL : 029-301-3363

FAX : 029-301-3370

E-mail : shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)